

出し直しになった通達

石油の数量査定及び価格鑑定について等の一部改正について（令和6年4月2日財関第325号）のなかに次のくだりがある。

なお、本通知は令和6年3月31日付通知（財関第258号）に代わるものである。

この令和6年3月31日付通知（財関第258号）というのが、

石油の数量査定及び価格鑑定について等の一部改正について（令和6年3月31日財関第258号）

である。

内容はほとんどおなじであるが、令和6年3月31日付のほうは、

石油の数量査定及び価格鑑定について（昭和34年2月12日蔵関第199号）等の一部を下記のとおり改正し

それと、畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについてのなかに

改正 財関第●号
令和6年3月●日

とあり

令和6年4月2日のほうは、

石油の数量査定及び価格鑑定について（昭和34年2月12日蔵税第199号）等の一部を下記のとおり改正し

畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについてのなかには、

改正 財関第258号
令和6年3月31日
改正 財関第325号
令和6年4月2日

関税局設置前の通達で「蔵税」であるのを「蔵関」としたのと、作成中の仮置き「改正 財関第●号」としたもの。

このフォローを正誤訂正ではなく、新しい通達を「代わるものである。」として出している。

この「代わるものである。」とは、前の通達は改正履歴としては残るが、内容的には廃棄され、改めて新しいほうで改正ということか？